

# 奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会運営支援

## 業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

### 1. 目的

「奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会運営支援業務」受託事業者の選定について、効率的で効果の高い事業が実施できるようプロポーザル方式により企画提案の公募を行う。

### 2. 業務概要

#### (1) 名称

奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会運営支援業務

#### (2) 業務の目的

奈良県外国人観光客交流館（以下「交流館」という。）は、外国人観光客を地域に取り込み、観光消費額を通じた地域の活性化に繋げるため、県内観光情報を外国人観光客目線で発信し、外国人観光客同士が情報交換できる場として、平成 28 年 12 月に整備された。

当館の建物自体は、築 45 年以上が経過しており、躯体の老朽化や損傷が顕著になってきている。そのため、今後も交流館の機能を維持しようとした場合、建物の改修に多額の費用がかかることが見込まれる。

当初、交流館に宿泊施設を整備した主な理由は、奈良の「宿泊ゾーン」としての認知度を向上させることだったが、近年、奈良公園周辺に宿泊施設が増加しており、行政機関である県が今後も宿泊施設を運営する必要性についても整理が必要な時期となっている。

そのため、今後の交流館の存廃や民間活力の導入を含めた今後のあり方について、外部有識者等を交え、調査審議するため、「奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

本業務は、以上の状況を踏まえ、委員会運営支援業務を行うものとする。

#### (3) 委託事業の内容

- ①関連計画整理、現況調査
- ②活用方針及び導入機能の整理
- ③事業条件の検討
- ④委員会運営支援

※詳細は、別紙「奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会運営支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

#### (4) 業務委託の期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

#### (5) 委託上限金額

9,916 千円以内（消費税及び地方消費税（税率 10%）を含む）を限度とする。

#### (6) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

奈良県が企画提案を公募し、その内容を審査した結果、最優秀提案者を随意契約相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）

### 3. 参加資格等

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q4「検査・分析・調査義務」に登録をしている者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）
- (4) この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。
- なお、「公共施設のあり方検討調査業務」もしくは、「公共施設のあり方検討に関する委員会（会議）運営支援業務」を同種とする。

#### 4. 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

#### 5. 公募型プロポーザル募集要項等の交付場所、交付期間等

##### (1) 交付期間

令和7年3月31日（月）から令和7年4月22日（火）正午まで

各日とも午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午前9時から正午までとする。（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び、正午から午後1時までの間を除く。）

##### (2) 交付場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎4階

奈良県 観光局 観光戦略課 企画調整係

※募集要項等は、「奈良県観光局観光戦略課ホームページ」で公開する。

（ホームページURL <https://www.pref.nara.jp/3534.htm>）

※郵送による配布は行わない。

※本件に係る説明会は実施しない。

##### (3) 交付資料

- ・募集要項
- ・業務委託仕様書
- ・提出様式（様式1～様式11）及び質問票（様式12）

#### 6. 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出書類 | ① 参加申込書【様式1】<br>② 事業者概要書【様式2】<br>※業務案内（リーフレット等）を添付すること。<br>③ 同種業務の実施実績【様式3】<br>※業務実績については、この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくするものを記載すること。<br>※「公共施設のあり方検討調査業務」もしくは、「公共施設のあり方検討に関する委員会（会議）運営支援業務」を同種とする。<br>※実績を証明できる書類（契約書等）の写しを添付すること。 |
| 提出部数 | 1部                                                                                                                                                                                                                                                |
| 提出期限 | 令和7年4月14日（月）午後5時（必着）                                                                                                                                                                                                                              |
| 提出方法 | 持参又は郵送による。<br>持参の場合の受付は、各日とも午前9時から午後5時までとする。（土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までの間を除く。）<br>郵送の場合は、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。                                                                                                                                          |

|      |                                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出場所 | 奈良県 観光局 観光戦略課 企画調整係<br>住 所：〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地<br>電 話：0742-27-8051 F A X：0742-27-1065       |
| その他  | 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。<br>書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。 |

## 7. 質疑及び回答

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 質問方法    | 質問がある場合は、【様式12】によりメールで下記担当課へ送付すること。なお、メール送信後は、電話で到着確認を必ず行うこと。<br>※口頭又は電話での問合せは受け付けない。<br>※質問事項は、様式1枚につき1問とし、簡潔に記載すること。                                                                                                                                                                   |
| 提出先     | 奈良県 観光局 観光戦略課 企画調整係<br>電 話：0742-27-8051<br>メールアドレス：narakanko@office.pref.nara.lg.jp                                                                                                                                                                                                      |
| 質問票提出期限 | 令和7年4月8日（火）午後5時（必着）                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 質問への回答  | 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、「奈良県観光局観光戦略課ホームページ」上にて公開する。<br>（ホームページURL <a href="https://www.pref.nara.jp/3534.htm">https://www.pref.nara.jp/3534.htm</a> ）<br>この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。<br>なお、質問に対しては個別には回答しないものとする。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。 |

## 8. 企画提案書等の提出

### （1）提出書類

以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。

- ・【様式4】企画提案書
- ・【様式5】業務実施体制
- ・【様式6】業務のスケジュール及び個人情報保護等情報管理体制
- ・【様式7】配置要員経歴（業務責任者用）
- ・【様式8】配置要員経歴（業務担当者用）
- ・【様式9】円滑な委員会運営に向けた提案
- ・【様式10】今後の活用方法に向けた提案
- ・【様式11】見積書（内訳がわかるようにし、金額は消費税込みの金額を記入すること。）

### （2）提出部数

正本1部、副本9部、PDFデータ

※副本には、審査の過程で提案者を特定しうる情報（社名や一般的に広く認知されている提案者が提供するサービス名等）の記載は避けること。

※PDFデータは、メールにて下記へ送付すること。

メールアドレス：narakanko@office.pref.nara.lg.jp

### （3）提出期限

令和7年4月22日（火）正午（必着）

### （4）提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合の受付は、各日とも午前9時から午後5時までとする。（土曜日、日曜日、祝日及び

正午から午後 1 時までの間を除く。) ただし、最終日は正午までとする。

郵送の場合は必ず電話にて送付した旨を連絡すること。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。期限までに提出しなかったときは失格とする。郵便事故等を理由に、提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(5) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 奈良県庁本庁舎 4 階

奈良県 観光局 観光戦略課 企画調整係

電 話：0742-27-8051 F A X：0742-27-1065

(6) 書類作成上の留意点

【様式 5 関係】

- ・業務責任者、業務担当者、「奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会運営支援業務」の実施体制（指揮系統、役割分担等）を示すこと。
- ・短期間で次期委員会を開催するための実施体制について、具体的かつ的確に示すこと。

【様式 9 関係】

- ・あり方検討委員会運営における提案・交流館のあり方を検討するため、委員会を 3 回程度（5 月下旬、7 月中旬及び 8 月下旬）実施することを想定している。
- ・3 回の委員会で方針を固めるために、各回で議論するテーマ設定、課題の抽出等について、具体的かつ的確に示すこと。

【様式 10 関係】

- ・今後の交流館の活用方法及び導入機能の検討にあたる着眼点について、具体的かつ的確に示すこと。

【様式 11 関係】

- ・見積もりにあたっては、各業務の内訳が分かるようにし、金額は消費税及び地方消費税込みの金額を記入すること。消費税及び地方消費税率は 10% とする。
- ・委託上限金額 9,916 千円（消費税及び地方消費税（税率 10%）を含む）を超えないこと。

(7) その他

- ・企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載すること。
- ・提案は、各応募者 1 案とする。
- ・文字の標準サイズは、10pt とする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは 8pt までとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- ・様式 9～11 の企画提案書については、提案者が様式を任意で作成（A 4 片面（必要に応じ A 3 折り込みも可）、縦横ともに可）して構わないが、必ず様式番号を提案書上に記載すること。
- ・書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ・参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ・提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開しない。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

## 9. 企画提案書の審査

|      |                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 審査方法 | 提出された企画提案書等について、県が別途設置する審査員会において企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を 1 者選定する。<br>① 審査予定日：別に通知する日時（令和 7 年 4 月下旬頃を予定） |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>② 場所：奈良市内の会議室で、別に通知する場所</p> <p>③ 時間：1 提案者あたりの説明時間は35分を予定し、内訳は次のとおりとする。<br/> プレゼンテーション：20分<br/> 質疑応答：15分</p> <p>④ 出席者：審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の業務責任予定者とする。</p> <p>⑤ その他：<br/> ・プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする（追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。）<br/> ・天災又はやむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査会当日の指定日時までに会場に到着できなかった場合には、失格となる。</p>                     |
| 審査内容 | <p>提出された企画提案書について、次の観点から総合評価し、事業者を選定する。<br/> なお、評点の配分は別記の審査基準のとおりとし、合計点数の最も高い事業者を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各審査員による合計点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定する。</li> <li>・提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定する。</li> </ul>                                                               |
| 審査結果 | <p>決定した受託予定者の名称は、企画提案書提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、個別の審査結果については公表しない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 失格事項 | <p>提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3に示した参加資格要件が備わっていないとき。</li> <li>・参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽又は不正があったとき。</li> <li>・提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。</li> <li>・一以上の評価項目についての記載がなかったとき。</li> <li>・委託上限額を超える見積書が提出されたとき。</li> <li>・プレゼンテーションに不参加のとき。</li> <li>・その他不正な行為があったとき。</li> </ul> |

## 10. 業務委託契約の締結について

- (1) 上記9により選定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を行うこと。選定された者が正当な理由なく遅延した場合は選定を取り消すことがある。
- (2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。
- (3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において各審査員による合計点が、満点の6割以上であった場合に限る。
- (4) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

## 11. 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）～（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）～（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 12. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が11（1）～（8）のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

### 【参考】

#### 企画提案公募スケジュール

| 時 期          | 内 容          |
|--------------|--------------|
| 令和7年3月31日（月） | 公告           |
| 令和7年4月8日（火）  | 質問受付期限       |
| 令和7年4月14日（月） | 参加申込書提出期限    |
| 令和7年4月22日（火） | 企画提案書提出期限    |
| 令和7年4月下旬頃    | 審査会の開催（予定）   |
|              | 受託予定者の決定（予定） |